

東海村情報公開・個人情報保護審査会会議録

1	開催日時	令和3年6月28日(月) 午前10時から午前11時30分まで
2	場所	東海村役場行政棟2階205会議室
3	出席者	委員 武田隆志, 岩佐淳一, 永目裕子, 佐藤文昭, 小泉奈知子 事務局 大内総務課長, 須藤課長補佐, 安部主事
4	欠席者	なし
5	公開又は非公開の別	公開
6	非公開の理由	
7	議題	(1) 開会 (2) 会長挨拶 (3) 令和2年度行政文書開示請求及び個人情報開示請求の回答状況について (4) 個人情報保護法の改正について (5) 閉会
8	配布資料	・東海村情報公開・個人情報保護審査会次第 ・令和2年度行政文書開示請求及び個人情報開示請求の回答状況一覧(資料1) ・存否応答拒否について(資料2) ・個人情報保護制度の見直しについて(資料3・4) ・個人情報の保護に関する法律条文(資料5)
9	発言内容	(委員意見・質問) (3) 令和2年度行政文書開示請求及び個人情報開示請求の回答状況について 委員: 情報公開条例第7条第5号に該当して部分開示となっている情報について, 村内部の意思決定がなされた後に改めて行政文書開示請求があった場合は, 開示の対象となるのか。 事務局: 条例第7条第5号は, 未成熟な情報が確定した情報と誤解され混乱を生じさせるおそれがある場合等に当該情報を不開示とするもの。審議, 検討, 協議等を経て情報

が確定し、外部に出せる状況になれば、開示の対象となる。

委員：部分開示、不開示、不存在及び存否応答拒否の決定を行った場合に、開示請求者から納得を得られず、強く不満等を言われたケースはなかったか。

事務局：不開示情報等がある場合は、開示できない理由を担当課から開示請求者に対し丁寧に説明するという運用となっており、令和2年度中においては、納得を得られず強い不満が出たケースはなかったと認識している。

(4) 個人情報保護法の改正について

委員：個人情報保護法の改正に伴い、新たな個人情報保護条例案を作成することだが、条例にはどのような規定がなされる予定か。改正後の個人情報保護法で基本的なルールが定められるが、個別の条例を作成する必要があるのか。

事務局：法により個人情報保護とデータ流通との両立に必要な全国的な共通ルールが定められるが、法律の範囲内で、条例により必要最小限の独自の保護措置を講じることも許容される。現行の個人情報保護条例と法とを見比べた上で、異なる規定ぶりをしている部分等について、条例で定める必要があるかを検討する必要がある。具体的には、手数料や審査会への諮問等について条例で定める必要があると思われる。国から示されるガイドライン等も参照しながら、検討を進めていきたい。

委員：条例案はいつまでに作成するのか。

事務局：令和4年9月の定例議会に条例案を提出する場合は、令和4年の春頃にはある程度の形が出来上がっている必要がある。